

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 工 事 名 秋津浄化センタープラント施設その他解体工事
- 2 請 負 金 額 902,121,000円
- 3 契約の相手方 前田産業・前田環境・古閑・近見建設工事共同企業体  
代表者 熊本市南区野田3丁目13番1号  
株式会社 前田産業  
代表取締役 木村 洋一郎  
  
熊本市南区刈草2丁目2番11号  
株式会社 前田環境クリーン  
代表取締役 前田 五雄  
  
熊本市北区徳王1丁目17番6号  
有限会社 古閑組  
代表取締役 古閑 謙一  
  
熊本市南区内田町宮本3405-2  
株式会社 近見工業  
代表取締役 紫垣 学

( 提出理由 )

工事請負契約締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第

1 項第5 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する  
条例(昭和39年条例第16号)第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必  
要がある。

これが、この議案を提出する理由である。